



平成 20 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ピ ジ オ ン 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長
大 越 昭 夫
(コード番号: 7956 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長
高 坂 功
03-3661-4188 (直通)

「内部統制システム基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 28 日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部改訂について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改訂箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役および使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の社是「愛を生むは愛のみ」および経営理念「愛」を具現化しコンプライアンス経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定めており、この指針を当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置づけ、代表取締役はじめ役員全員が率先垂範し、その精神の徹底を図る。
- (2) コンプライアンスを全社横断的に統括するため、人事・総務担当取締役を議長とするコンプライアンス会議(外部弁護士を含む)を設置し、コンプライアンス上の課題を審議するとともに問題点の把握に努める。
- (3) 社内通報制度として、「スピーカップ窓口」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内で問題が発見された場合には、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を実施する。なお、当該内容は、上位会議(経営会議または取締役会)に報告されるものとする。
- (4) 反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、人事・総務部担当取締役が統括し、文書管理規程に従い情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスクマネージメント対応を体系的に定めるリスクマネージメント委員会規則に基づき、代表取締役社長のもとに、グループ全体のリスク管理に関する総括責任者としてリスクマネージメント推進委員長をおく。
- (2) リスクカテゴリーごとに責任部署を明確化し、継続的な監視をする。リスクカテゴリーは、「事業リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「コンプライアンスリスク」とする。
- (3) 監査室は、経営企画本部および管理本部と連携して、各部門のリスク管理の状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。
- (2) 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、社内外の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、執行役員制度により「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、意思決定の迅速化を図るとともに、各本部の本部長に執行役員をあてることにより取締役と執行役員それぞれの権限と責任の所在を明確化する。
- (3) 取締役会の機能を強化、充実させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 経営企画本部がグループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。なお、子会社管理に関する事項は、関係会社管理規程による。
- (2) 監査役は、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。
- (3) 監査室は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。
- (4) 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
- (3) 取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営企画室より監査役に通知される。
- (4) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な方を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

以上